

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 4月16日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	1号機	パイロット蓄電池点検において、計器校正有効期間切れのテスターを使用し定例試験を実施したことが認められたため、計器校正有効期間を満足しているテスターで再度電圧測定を実施し、電圧測定値結果に差異がないことを確認するとともに、有効期間が定められている計器については有効期間がわかるよう表示を実施。	G II	
2	4号機	所内用圧縮空気系B圧縮気水分離器トラップバイパス弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
3	1・2号廃棄物処理設備	濃縮洗濯廃液乾燥機運転中、乾燥機給液流量が0リットルに低下したため現場確認したところ、濃縮洗濯廃液乾燥機給液ポンプ吸込配管に閉塞が認められたため、洗濯廃液系乾燥機を停止するとともに当該配管を点検・清掃。	G III	
4	3・4号廃棄物処理設備	窒素製造装置吸着塔A出口弁駆動用電磁弁において、弁駆動圧縮空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	